

dカード利用規約（会員規約）（カード会員番号が「4980」、「5302」又は「5334」からはじまるdカードにかかるdカード利用規約（会員規約））の一部改正

[改正]	[現行]
<p>本規約は、dカード契約の申込みをして、株式会社 NTT ドコモ（以下「当社」といいます）から承諾を受けた方（カード会員番号が「4980」、「5302」、又は「5334」からはじまるdカード会員）と、当該承諾をした当社との間に適用されます。</p> <p>第1部 一般条項 <第1章 総則>（略）</p> <p><第2章 dカード契約の締結>（略）</p> <p><第3章 dカードサービスに関する管理等> 第15条～第23条（略） 第24条（カードの有効期限と更新） 1～2（略） 3 <u>[削除]</u></p> <p>4 <u>[削除]</u></p> <p>5～6（略） 第25条 1 第9条第3項、第23条第1項の規定にかかわらず、当社は、会員のdカードサービスの利用状況等に鑑み、当社が定める基準に該当した一部の会員に対して、事前に通知の上で、dカードを送付せず、会員番号を通知しない場合があります。この場合、当該会員</p>	<p>本規約は、dカード契約の申込みをして、株式会社 NTT ドコモ（以下「当社」といいます）から承諾を受けた方（カード会員番号が「4980」、「5302」、又は「5334」からはじまるdカード会員）と、当該承諾をした当社との間に適用されます。</p> <p>第1部 一般条項 <第1章 総則>（略）</p> <p><第2章 dカード契約の締結>（略）</p> <p><第3章 dカードサービスに関する管理等> 第15条～第23条（略） 第24条（カードの有効期限と更新） 1～2（略） 3 <u>有効期限満了の2か月前までに本会員から解約の申し出がなく、かつ、当社が会員のdカードサービスの利用を引き続き承諾する場合には、当社は、次条に基づき新たなdカードを再発行し、これを本会員の届出住所宛に送付します。</u></p> <p>4 <u>会員は、前項に基づき再発行されたdカードを受領したときは、有効期限経過後の従前の会員のdカードを直ちに切断して破棄する等使用不能の状態にして処分しなければなりません。</u></p> <p>5～6（略） 第25条 1 第9条第3項、第23条第1項又は第24条第3項の規定にかかわらず、当社は、会員のdカードサービスの利用状況等に鑑み、当社が定める基準に該当した一部の会員に対して、事前に通知の上で、dカードを送付せず、会員番号を通知しない場合があります。</p>

は、当社が定める一部サービスを除き、d カードサービスを利用してはならず、インターネット取引での会員番号等の利用もしてはなりません。d カードサービスの全ての利用を希望する会員は、当社指定の方法にて当社までお申し出ください（事前の通知に対してお申し出いただくことも可能です。）。当社は、お申し出のあった会員に対して、速やかに d カードを送付し、会員番号を通知します。

2 当社は、以下の各号の事由がある場合で当社が認めるときは、本会員に対し、各会員用の d カードを再発行します。

(1) [削除]

(2) ～ (3) (略)

(4) [削除]

(5) [削除]

(6) (略)

3～4 (略)

第 26 条～31 条 (略)

〈第 4 章 d カード利用代金等の決済方法〉(略)

〈第 5 章 期限の利益の喪失・利用停止・契約の終了・提供中止等〉

第 38 条～第 39 条 (略)

第 40 条 (当社の解約による契約終了)

1

(1) ～ (6) (略)

(7) カード会員番号の有効期限満了の日が経過したとき

す。この場合、当該会員は、当社が定める一部サービスを除き、d カードサービスを利用してはならず、インターネット取引での会員番号等の利用もしてはなりません。d カードサービスの全ての利用を希望する会員は、当社指定の方法にて当社までお申し出ください（事前の通知に対してお申し出いただくことも可能です。）。当社は、お申し出のあった会員に対して、速やかに d カードを送付し、会員番号を通知します。

2 当社は、以下の各号の事由がある場合で当社が認めるときは、本会員に対し、各会員用の d カードを再発行します。

(1) 前条第 3 項に定める事由があるとき

(2) ～ (3) (略)

(4) 本会員が d カードサービスのサービス区分を変更することを希望し、当社がこれを認めたとき

(5) 会員が iD 一体型カード以外の d カードから iD 一体型カードへの変更を希望し、当社がこれを認めたとき

(6) (略)

3～4 (略)

第 26 条～31 条 (略)

〈第 4 章 d カード利用代金等の決済方法〉(略)

〈第 5 章 期限の利益の喪失・利用停止・契約の終了・提供中止等〉

第 38 条～第 39 条 (略)

第 40 条 (当社の解約による契約終了)

1

(1) ～ (6) (略)

(7) 第 2 4 条第 3 項の本会員の d カードの再発行がなされないままカード会員番号の有効期限満了の日が経過したとき

<p>(8) ~ (15) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第41条~第43条 (略)</p> <p>〈第6章 雑則〉 (略)</p> <p>第2部 ショッピングサービス (略)</p> <p>第3部 キャッシングサービス (略)</p> <p>【別紙】 (略)</p>	<p>(8) ~ (15) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第41条~第43条 (略)</p> <p>〈第6章 雑則〉 (略)</p> <p>第2部 ショッピングサービス (略)</p> <p>第3部 キャッシングサービス (略)</p> <p>【別紙】 (略)</p>
---	---